## 後期高齢者医療保険料の軽減が変わります

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方(世帯)や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険(被用者保険)の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。

保険料の軽減については、制度施行にあたり激変緩和措置がとられましたが、制度の持続性及び負担の公平性などの観点から、平成29年度は次のとおり措置を見直すことが決定しました。

#### <平成29年度>※下線部が変更点

#### ①均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯 ※その他各種所得がない場合	9割	3,900円
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円+〔 <b>27万円</b> ×世帯の被保険者数〕以下の世帯	5割	19,700円
33万円+〔 <b>49万円</b> ×世帯の被保険者数〕以下の世帯	2割	31,600円

#### ②所得割額の軽減

基礎控除額後の総所得金額等が、58万円以下(年金収入のみの方は年金収入額が211万円以下)の場合、所得割額が2割軽減(昨年度は5割軽減)されます。

#### ③加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が7割軽減(昨年度は9割軽減)され、所得割額の負担はありません。

軽減後の年間保険料:11,800円(昨年度は 3,900円)

問合せ ○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213

○**保険料の納付について** 城里町役場健康保険課 ☎029-288-3111(内線144)

# 『城里町空家バンク』をご利用ください

町では、空家を「貸したい、売りたい」という所有者と、 空家を「借りたい、買いたい」という利用希望者の橋渡しを 行う『空家バンク』制度を始めました。

町内に空家をお持ちの方は、積極的な活用をご検討ください。また、制度の利用を検討されている方は、お気軽にお問い合わせください。

### ■城里町空家バンクの仕組み



※空家バンクへの登録は、賃貸や売買をお約束するものではありません。また、町は売買や賃貸の交渉・契約に関して仲介行為は行いません。交渉・契約は所有者と利用希望者間で直接行っていただきます。

**問合せ** まちづくり戦略課 **☎**029−288−3111(内線227)